

## daywark「一日農業バイト」の利用にあたり下記事項を厳守下さい。

### ～法的厳守事項～

#### 【労災保険の加入】

アプリの利用には保険加入が必須となります。（JA共済窓口へご相談下さい。）

#### 【勤務時間】

勤務時間を明示し、予定を超えて作業を行う場合は、求人者（農家）と求職者（業者）の両者が合意のもと行う。

#### 【休憩時間】・・・「労働基準法第34条」に沿って設定下さい。

- ① 労働時間が6時間以下の場合 0分以上
- ② 労働時間が6時間を超え8時間以下の場合 45分以上
- ③ 労働時間が8時間を超える場合 60分以上

※短時間の休息は労働時間に含まれ、給与が発生致しません。

#### 【賃金】・・・最低賃金の確認

時間額 849円（令和2年10月1日から適用）

#### 【源泉税額】・・・日雇賃金の適応の確認（丙欄適応）

一の給与等の支払者から継続して2ヶ月を超えて給与等が支払われた場合には、その2ヶ月を超えた部分の期間につき支払われるものは、日雇賃金にむくまれません。〈令和3年度 源泉早見表（日額表） ～9300円 税額（丙）0円〉

### ～トラブル防止対策～（トラブル例）

#### 【求人者モラル】

求人者からの一方的なキャンセルはトラブルにつながるので注意する。

#### 【求人者と求職者との関係】

「パワハラ」となるような、求人者の仕事の指示の出し方、言葉遣いに注意する。

#### 【賃金トラブル】

事前に求職者としっかりと同意確認すること。  
特に交通費等の支給などの手当ての確認が必要。